

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

子ども家庭課

○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則

会計課

（以上県例規集登載）

【告示】

○ 令和五年度自衛官第一次募集（一般曹候補生）

危機管理課

【公告】

○ 県営土地改良事業の換地処分

耕地課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 一般競争入札の実施

用度課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第五号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則（昭和二十七年岡山県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第六号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「出納員等」を「収納出納員」に改め、同条第一項中「出納員及び」を削り、同条第二項中「出納員又は」を削り、同条第三項中「出納員又は」を削り、

「その」を「身分証明書の有効期間内にその」に改める。

第三十九条第三項中「その」を「税外収入金徴収職員証の有効期間内にその」に改める。

様式第一号を次のように改める。

令和5年2月28日 岡山県公報 第12476号

様式第1号（第12条関係）

岡山県収納出納員証

岡山県職員

（所属：

）

年 月 日交付

年 月 日まで有効

岡山県知事



注 有効期間内であっても、上記所属に属さなくなった日以降は効力を失う。

令和5年2月28日 岡山県公報 第12476号

様式第十九号を次のように改める。

令和5年2月28日 岡山県公報 第12476号

様式第19号（第39条関係）

（表）

税外収入金徴収職員証			
岡山県職員			
（所属：	）		
	年	月	日交付
	年	月	日まで有効
岡山県知事			印
注 有効期間内であっても、上記所属に属しなくなった日以降は効力を失う。			

（裏）

- この証票は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定により税外の収入金に関する滞納処分のため財産の差押えを行う場合及び財産差押えのため質問又は検査を行う場合にその権限を有する身分を証するものである。
- この証票は、職務の執行に当たって常に携帯し、請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県財務規則（以下「旧規則」という。）第十二条及び様式第一号（その一）の規定は、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に発行されている旧規則様式第一号（その二）による岡山県収納出納員証又は様式第十九号による税外入金徴収職員証は、令和五年三月三十一日までの間は、この規則による改正後の岡山県財務規則様式第一号による岡山県収納出納員証又は様式第十九号による税外入金徴収職員証とみなす。

令和5年2月28日 岡山県公報 第12476号

◎岡山県告示第七十九号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和五年度募集の要領は、次のとおりである。

令和五年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 採用自衛官の区分
一般曹候補生
- 二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者
- 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

- 三 受付期間

- 1 令和五年三月一日から同年五月九日まで
- 2 令和五年度の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

- 四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 口述試験及び身体検査

- 五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

- 六 採用試験期日

- 1 第一次試験 令和五年五月十九日から同月二十一日までの間の指定する日
- 2 第二次試験 令和五年六月十七日から同月十九日までの間の指定する日

- 七 試験場

- 1 第一次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
- 2 第二次試験

- (1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
- (2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
- (3) おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）

- 3 右記については変更する場合がある。

- 八 採用予定時期

- 1 令和六年三月下旬から同年四月上旬までの間
- 2 右記のほかには設定する場合がある。

- 九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二六〇三六一

〇八六八一二二一五六三七

〇八六一四二二一七三五八

〇八六六一二二一七三二一四

〇八六一二二四一二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

令和5年2月28日 岡山県公報 第12476号

〔八二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 地区名

矢掛地区 内田工区

二 換地処分年月日

令和五年二月十三日

令和5年2月28日 岡山県公報 第12476号

〔八三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市立川字段子五二八―八、五二八―一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市下市八六―一 シャーメゾン下市二〇二

長島 一斗

長島 栞

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月三十日岡山県指令建指第四三四号

〔八四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和五年二月二十八日

岡山市長 伊原木 隆 大

1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称及び数量
庁用自動車リース業務（小型貨物自動車） 9台
- (2) 物品の特質等
入札説明書による
- (3) 契約期間
入札説明書で指定する期間
- (4) 納入場所
岡山県が指定する場所
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁地下1階）

令和5年2月28日 岡山県公報 第12476号

電話 (086) 226—7537

(2) 申請書の提出期限

令和5年3月6日(月) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700—8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226—7537

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和5年2月28日(火)から同年3月13日(月)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ120グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年3月24日(金) 13時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和5年3月23日(木)17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和5年3月13日(月)17時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products :

Government car leasing business (small truck) 9 unit

(2) Contract period :

According to the bid explanation

(3) Delivery place :

Locations designated by Okayama Prefecture

(4) Time limit for tender :

1:30 P.M. 24 March (Friday) , 2023

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7537